

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 4 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 伊藤 淳

(公印省略)

労働契約法の無期転換ルールの円滑な運用について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび厚生労働省労働基準局長から、別添のとおり、有期労働契約が更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）へ転換できる無期転換ルールについて周知依頼がありました。

契約期間が 3 月末までである有期契約労働者が無期転換申込権を行使した場合、本年 4 月 1 日に無期労働契約に転換することとなることから、人事制度の検討や就業規則など関係諸規定を整備する等の対応が必要となる企業があり得ます。

また、無期転換ルールの適応を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇い止め等を行うことは、労働契約法においても望ましくありません。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、同ルールの円滑な導入・運用が図られるよう周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木